

藤枝市水道・汚水処理事業資産評価業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

藤枝市

藤枝市水道・汚水処理事業資産評価業務に係る公募型プロポーザル 実施要領書

1 業務概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度（上下）藤枝市水道・汚水処理事業資産評価業務

(2) 業務の目的

藤枝市では、公共下水道事業におけるウォーターPPP（レベル3.5）について令和9年度中に開始する予定であり、その後、令和15年度にはウォーターPPP（レベル4）に移行する予定である。レベル4では対象施設や業務範囲として、公共下水道事業のほか市が所管する水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント、及びし尿等中継施設を含める可能性がある。公共下水道事業の現有資産については既存のストックマネジメント計画のほか、レベル3.5事業の進捗に合わせ整理される予定だが、そのほかの事業及び施設についてはレベル4導入に向けて必要となる事業・資産情報が不足している状況にある。

以上を踏まえ、本委託業務（以下「本業務」という。）は藤枝市が管理する水道事業及び各汚水処理事業における汚水処理の事業運営（以下「コンセッション事業」という。）を民間事業者へ委託するにあたり現状の施設状況を把握するために資産調査を行うものである。

(3) 業務の内容

主な業務内容は次のとおりであり、詳細については別途の特記仕様書を参考のこと。

- 1) 【水道事業】資料の収集・整理
- 2) 【水道事業】現状把握・課題整理
- 3) 【汚水処理事業】施設・設備に関する基礎情報確認及び整理
- 4) 【汚水処理事業】管理方法の設定
- 5) 【共通】提出図書の作成
- 6) 【共通】照査
- 7) 【共通】打合せ協議

(4) 履行期間

令和8年7月15日 ～ 令和9年3月15日

2 予算

本業務の委託上限額は¥34,100,000（税込）とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

- (1) 藤枝市内または静岡県内に本店または支店を有する法人が1者単独企業であること。ただし、複数の企業により構成される共同企業体などの企業グループは認めない。
- (2) 受注者は、次に示す各配置予定技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。また、業務の進捗を図るため、下記以外に必要と思われる技術者を配置しなければならない。
 - 1) 管理技術者
技術士（上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道））及び技術士（総合技術監理部門（選択科目：上下水道－上水道及び工業用水道））及び水道施設管理技士（管路施設管理技士1級）の資格を有し、業務全般において技術的管理を行わなければならない。
 - 2) 照査技術者（水道事業）
技術士（上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道））及び技術士（総合技術監理部門（選択科目：上下水道－上水道及び工業用水道））資格を有し、水道分野において技術的照査を行わなければならない。
 - 3) 照査技術者（汚水処理事業）
技術士（上下水道部門（選択科目：下水道））及び技術士（総合技術監理部門（選択科目：上下水道－下水道））の資格を有し、汚水処理分野において技術的照査を行わなければならない。
 - 4) 担当技術者（水道事業）
技術士（上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道））の資格を有し、水道分野において管理技術者を補佐し、誠実に業務を履行しなければならない。
 - 5) 担当技術者（汚水処理事業）
技術士（上下水道部門（選択科目：下水道））の資格を有し、汚水処理分野において管理技術者を補佐し、誠実に業務を履行しなければならない。
- (3) 参加申込書提出時点において、以下の①から⑥のいずれにも該当しない者。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者
 - ② 藤枝市及び静岡県の指名停止及び資格制限等の処分を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続きの申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - ⑤ 藤枝市暴力団排除条例（平成24年藤枝市条例第40号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員と密接な関係を有している者
 - ⑥ 国税及び地方税等を滞納している者
- (4) 「特記仕様書」で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び藤枝市の指示に柔軟に対応できること。

5 選定スケジュール

(1) 公募開始	令和8年6月1日(月)
(2) 質問書の提出期限	令和8年6月10日(水)
(3) 質問書に対する回答日	令和8年6月19日(金)
(4) 参加申込書等の提出期限	令和8年6月24日(水)
(5) 業務提案書等の提出期限	令和8年7月1日(水)
(6) 審査会(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年7月6日(月)
(7) 選定結果通知	令和8年7月10日(金)
(8) 委託料見積り合わせ	令和8年7月15日(水)
(9) 委託契約日(予定)	令和8年7月15日(水)

6 提出書類

(1) 参加申込書	・・・様式1	8部
(2) 審査書類提出届	・・・様式2	8部
(3) 参加者の概要	・・・様式3	8部
(4) 参加者の業務実績	・・・様式4	8部
※契約実績などを証明する書類等も併せて添付すること。		
(5) 配置予定技術者の業務実績	・・・様式5	8部
※保有資格・雇用関係などを証明する書類等も併せて添付すること。		
(6) 業務提案書	・・・様式6	8部
(7) 参考見積書	・・・様式7	8部
※別紙により積算内訳を添付すること(任意様式)		
(8) 質問書	・・・様式8	8部
(9) 暴力団排除に関する誓約書	・・・様式9	8部
(10) 法人登記簿謄本		8部
(11) 定款		8部
(12) 財務諸表	※直近3年分	8部

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルの参加資格を満たしていると思込まれ、参加する意思のある者は次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年6月24日(水)
- (2) 提出先：下記15に示す事務局宛
- (3) 提出物：上記6に示す提出書類のうち
 - ① 参加申込書(様式1)
 - ② 暴力団排除に関する誓約書(様式9)

- (4) 提出方法：自己の責任において持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明にて)

※持参の場合には、8時30分から17時15分まで(土、日曜日及び祝日を除く)事務局(下記15)へ提出する。

※郵送の場合には、上記(1)提出期限までに「下記15事務局」に到着しなかったものは受け付けない。

8 質問受付期間及び回答

本実施要領等に質問がある場合は、質問書（様式8）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年6月10日（水）17時15分まで
- (2) 提出方法：質問書（様式8）を事務局（下記15）まで持参、FAXまたは電子メールにより提出すること。なお、FAXまたは電子メール送信後は、必ず事務局へ電話連絡すること。
■FAX：054-643-3580
■メールアドレス：gesui@city.fujieda.lg.jp
- (3) 回答方法：提出された質問書の回答は、令和8年6月19日（金）に質問者名を伏せて、参加申込書の提出者全員にメールにて回答する。

9 業務提案書の作成方法及び記載上の留意事項

業務提案書の作成及び記載上の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 別紙「特記仕様書」を踏まえ、上記6 提出書類（6）業務提案書を作成すること。ただし、業務提案書（様式6）を表紙として使用し、業務提案書本体は任意様式（A4版、片面、カラー印刷可）とする。
- (2) 業務提案書は実施方針と特定テーマに対する提案とし、記載内容や制限枚数は次のとおりとする。
 - ① 実施方針に対する提案：A4版3枚以内
 - ✓ 業務の目的、着眼点、業務方針、業務実施体制、品質管理、工程管理に関する内容を記載すること。
 - ✓ 業務工程には、令和8年度の作業内容を含むこと。
 - ✓ A4版3枚以内で記載すること。
 - ② 特定テーマに対する提案：A4版5枚以内
 - ✓ 特定テーマは「デューデリジェンスの実施方法、実施上の課題、留意点及び実施結果の方法」とし、水道事業・汚水処理事業それぞれの分野における提案内容をそれぞれA4版2枚以内（全4枚以内）で記載すること。また、その他追加提案があれば、A4版1枚以内で記載すること。

10 業務提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和8年7月1日（水）
- (2) 提出先：下記15に示す事務局宛
- (3) 提出物：上記6に示す提出書類のうち
 - ① 審査書類提出届（様式2）
 - ② 参加者の概要（様式3）
 - ③ 参加者の業務実績（様式4）
※契約実績などを証明する書類等も併せて添付すること。
 - ④ 配置予定技術者の業務実績（様式5）
※保有資格・雇用関係などを証明する書類等も併せて添付すること。
 - ⑤ 業務提案書（様式6）
 - ⑥ 参考見積書（様式7）

※別紙により積算内訳を添付すること（任意様式）

- ⑦ 法人登記簿謄本
- ⑧ 定款
- ⑨ 財務諸表 ※直近3年分

（4）提出方法：自己の責任において持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明にて）

※持参の場合には、8時30分から17時15分まで（土、日曜日及び祝日を除く）事務局（下記15）へ提出する。

※郵送の場合には、上記（1）提出期限までに「下記15事務局」に到着しなかったものは受け付けない。

11 事業者の選定

（1）審査会（プレゼンテーション、ヒアリング）

期限までに提出された提案書等を事前に審査会にて確認する。

その後、次の日時においてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所

令和8年7月6日（月） 13時30分から藤枝市浄化センター2階小会議室

② 実施時間

1事業者につき30分以内

（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分以内とする。）

③ その他

ア プレゼンテーション時の出席者数は5名以内とする。

イ プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。

追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

ウ プレゼンテーションでは予定管理技術者が説明することとし、ヒアリングにおける質疑応答の対応者はこの限りではない。

エ説明に際して、会場にスクリーン及びホワイトボードを用意するが、

それ以外の機器は提案者側で準備すること。

（2）選定方法

審査では、下記評価項目を基準に総合的に評価・審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。ただし、提案内容評価が60%に満たない場合には失格とし特定しない。

評価項目	評価の視点	評価基準	配点		
			個別 最大	全体 最大	
組織 評価	経営規模	経営規模の妥当性	自己資本比率が20%以上である。	5	5
		自己資本比率が20%未満である。	0		
	業務執行技術力 (履行実績)	当該業務を遂行するために必要な知識・ 経験	過去10年間に同種業務（コンセッション事業に向けたデューデリジェンス調査）の実績が1件以上ある。	10	10
			過去10年間に類似業務（固定資産調査など）の実績が10件以上ある。	3	
			上記以外	0	
担当 者 評価	担当者評価	担当者の経験や 実績等	【予定管理技術者の経験及び能力】 過去10年間に同種業務の実績が1件以上ある。	6	10
			【予定担当技術者（水道）の経験及び能力】 過去10年間に同種業務の実績が1件以上又は類似業務の実績が3件以上ある。	2	
			【予定担当技術者（汚水処理）の経験及び能力】 過去10年間に同種業務の実績が1件以上又は類似業務の実績が3件以上ある。	2	
			上記以外	0	

評価項目	評価の視点	評価基準	配点		
			個別 最大	全体 最大	
提案 内容 評価	提案事項を実施するにあたっての取組方針	業務の理解度はあるか 目的・条件・内容の理解度	5	5	
	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か 実施フロー又は工程表等の的確性	5	5	
	現況・課題への理解度	地域の現況・市特有の課題への理解は十分か 地域特性等条件の理解度	5	5	
	特定テーマに対する提案	特定テーマ（環境、安全、景観、合意形成等）との整合性、実現性は高いか 【水道】 デューデリジェンスの実施方法、課題、留意点、結果の整理方法が明確か 【污水处理】 デューデリジェンスの実施方法、課題、留意点、結果の整理方法が明確か 【その他追加提案】 デューデリジェンスに関連する業務への対応が適切か	15 15 10	40	
価格 評価	—	参考見積	委託上限額に対する参考見積金額が－10%以上 委託上限額に対する参考見積金額が－5%以上 上記以外	20 10 5	20
			合計	100	100

(3) 選定結果

選定結果は本プロポーザルに参加した全ての事業者に対し、書面で令和8年7月10日（金）に通知するほか、市ホームページ上で公表する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

12 契約の締結

「11 事業者の選定」による優先交渉権者とされた者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は藤枝市から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

13 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、市長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

14 その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
※本プロポーザル参加に係る報奨金は支払わない。
- (3) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の業務提案書等の修正、再提出等は提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 本業務に係る説明会は開催しない。
- (7) 業務提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することができる。
- (8) 選定された業務提案書等の著作権は、藤枝市に帰属するものとする。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤枝市情報公開条例（平成13年藤枝市条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (11) 参加申込者が1者のみの場合は、本実施要領に基づき審査した上で、本業務を適切に遂行できるかを総合的に判断し選定する。

15 事務局（提出・問い合わせ先）

所在地：〒426-0021 静岡県藤枝市城南三丁目2番1号

担当部署：藤枝市環境水道部下水道課

連絡先：TEL：054-644-1181 FAX：054-643-3580